

VII-10

リハビリテーション関連専門職連絡会議に関する規則 を廃止する規則

第1条 平成11年11月20日施行のリハビリテーション関連専門職連絡会議に関する規則を廃止する。

附 則

本規則は、平成26年11月29日より施行する。

(廃止理由)

リハ関連専門職連絡会議は、現在存在していないため廃止する。

なお、リハ関連団体との情報交換や政策連携等は、現在リハビリテーション医療関連団体協議会に引き継がれている。

(参考)

VII-1 (旧)

リハビリテーション関連専門職連絡会議に関する規則

(目 的)

第1条 本規則は、定款第4条(5)に基づき、リハビリテーションに関連する分野に属する専門職の連携を目的としたリハビリテーション関連専門職連絡会議(以下、連絡会議という)の運用について定めるものである。

(協 議)

第2条 連絡会議は、専門職相互に関連する保健・医療・福祉・教育・研究・その他についての情報の交換を行う。

2 必要に応じて専門職間の協力・支援体制について協議する。

(構 成)

第3条 連絡会議は、本医学会関連専門職委員会担当理事及び委員ならびに各関連専門職団体・学会を代表する委員をもって構成する。

(運 営)

第4条 連絡会議の事務は、当面の間、本医学会関連専門職委員会が行う。

附 則

本規則は、平成11年11月20日より施行する。